

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民法			

評価(ABCD)
A

- 1 XのYに対する不当利得返還請求は、事実審の口頭弁論終結後の時点では未発生の手束における貸借期間に係る利得分を含むものであるから、将来給付の訴え(135条)として、適法性の有無が問題になる。
- 2 将来給付の訴えの利益は「あらかじめその請求をする必要がある場合に限る」認められている。そして、訴えの利益が認められるには最低限、将来給付を求めるための請求適格が必要となる。その上で、本案判決をする必要性及、実効性が必要になる。
- 3 請求適格が認められるのは①請求権発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が既に存在し、その継続が予測され、②請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響将来における事情の変動をあらかじめ明確に予測し得る事実に限られ③請求異議の訴え(民事執行法35条)により、その発生を証明のみ強制執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不適といえない場合に限られる。
- 本件では、XのYに対する不当利得返還請求訴訟は、本件貸借借契約に基づいて、回収した貸料のうちYの持分を超える部分について、Yが不当に利得していることを理由としている。これは、本件貸借借契約の目的物である甲土地をXとYが共有しているという。

高1213

事情らしいと思える

請求適格と「あらかじめ」の分類

当てはまる

事情らしい

事実上及び法律上の関係が既に存在している。貸貸期間が20年であり、~~Aが運営す~~本件貸貸借契約の相手方であるAが運営する太陽発電事業の経営が極めて順調であり、10年が経過した現在まで、本件貸貸借契約の約定どおりに賃料の支払を続けていて、未払いはないとからすると、特段の事情がなければその継続が予測される(①充足)。また、本件貸貸借契約は、その期間中は、定額の賃料を支払う旨が契約内容にも記されている~~ので~~。ここで、甲土地がXとYの共有となっており、その持分を観念することからできる限りからすると、不当利得の額を一義的明確にすることからできる。そして、YがXの共有持分を買い取るなど、債権者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動をあらかじめ明確に予測しうる(②充足)。~~これらの~~このような事情の変動の立証をYの負担としても、売買契約書などによって、容易に立証することからできるため、格別不当とはいえない(③充足)。

この部分はどういうに
結論に結びつけている
のか?

よって、Xに請求権格が認められる。
4 本裁判決をする必要性と実効性は、履行期が到来すれば直ちに執行することからできる債権者の利益と請求異議の訴えを提起するという債務者の不利益とを比較衡量して判断する。

本件では、本件貸貸借契約の目的物である甲土地が、~~XとY~~とYの共有であったも~~も~~の、甲土地の管理は、Yが行っており

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

民訴

Aからの貸料について、Yが回収を行い、Xに対して、その持ち分割合に応じた額が回収した貸料から交付されていた。ところが、YはXにこれを交付しないようになっており、Xから委任を受けた弁護士BがYと裁判外で交渉したもののYは、今後一切支払いに応じるつもりはないと強硬に主張している。このYの態度は受けようがないので、~~現在~~現在において、^{Xが}執行し得るという地位を確保しておく、必要水準は高いといえる。これに対して、Yは、何の理由も説明していないことから後に請求異議の訴えを提起するという不利益を受けずともやむを得ないといえる。

よって、本案判決の必要性と実効性も認めら
れる。

15 以上が、 π の π に対する 不当利得返還請求
訴訟は、将来給付の訴え(13条)として違法である。

上上

下野

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
13

	1. XのYに対する、訴え提起の時点では未発生である。残りの賃貸期間に係る利得分に ついでに不当利得返還請求訴訟は、口頭弁論終結時において、履行不能状態にない 請求権に関し、あらかじめ給付判決を求めるものがあるから、将来給付の訴えとなる (民事訴訟法135条)。	
5	2. 2は、将来給付の訴えは認められるか。請求適格について、以下検討する。 (1) 将来給付とは、原告にとって、あらかじめ債務名義を得ること、履行期が到来した 直後に強制執行することであるという利益がある。他方、被告にとって、 口頭弁論終結後の変動事由を主張するためには、請求棄議の訴え(民事執行法35条) を提起して強制執行を阻止する必要があるという不利益がある。	
10	よって、原告の利益と被告の不利益を比較衡量する必要がある。	少し苦悶感があった。
	(2) 2は、① 請求権の発生基礎となる事実関係および法律関係が 既に存在し、その継続が予想されること。② 請求権の存在およびその内容について、 債務者の有利に働く事情の変動が前もって明確に予測できること。 ③ 請求棄議の訴えによっても強制執行を阻止できるという負担を債務者に課しても 格別に不当とはいえないこと、という要件を満たす場合に限り、請求適格が 認められると解する。	いまだ要件を定めて 111の2はと見られる
15	(3) 2は、①について、 甲土地はXとYの共有となつてゐるため、民法249条により、Yが回収したAからの 賃料について、Xは持分の割合に応じた額を請求することができ、 また、本件賃貸借契約の締結から10年経過した現在まで、Aは賃料の支払を 続け、未払いはないことから、残り10年の賃貸期間もAからの賃料支払が あり、Yがそれを回収することは予想される。(①充足)	
20	1) ②について、 Yは、Xに対して、Aから回収した賃料のうちXの持分割合に応じた額を 交付すれば、不当利得返還請求権の発生が基礎づけられるのである。 債務者の有利に働く事情の変動が前もって明確に予測できる。(②充足)	
25		

7) ③について。

Yは残りの賃貸期間もAからの賃料の回収が出来ることは予想でき、~~債務~~

債務者の有利に働く事情の變動もYの意見で実行可能であることから。

Yに請求と異議の訴えを提起させる負担を課しても、格別不当とはいえない。(④充足)

5 (4) ア〜ウより、要件をすべて充足する。Xの提起する将来給付の訴えに

請求が適格が認められる。

3. ~~後~~ 「あらかじめその請求をする必要がある場合」に該当するか。

YはAからの賃料におけるXの持分割合に応じた額をある時点から交付しなく

なったという不履行が現に生じている。また、BとYで行われた裁判外交渉で、

10 Yは今後一切支払に応じないつもりだと強硬に主張していることから、Yから

任意の交付は期待できない。

したがって、「あらかじめその請求をする必要がある場合」に該当する。

4. ~~後~~ 以上より、XのYに対する将来給付の訴えは適法である。

5. XのYに対する、既に発生した利得金についての不当利得返還請求訴訟は

15 現在給付の訴えとして、適法である。

6. したがって、XのYに対する不当利得返還請求訴訟は適法である。

以上

P55

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)
A

1. XのYに対する不当利得返還請求(民法703条、704条)
 を求める訴えは適法か。訴えの利益の有無が問題となる。
- ~~Xは訴え提起時点で既に訴訟物たる債権を有している。したがって、訴訟物の存在を争う必要はない。~~
 5 ①口頭弁論終結時における訴訟物たる債権法上の権利関係の有無を判断するためのものがあるところ、Xは未だ債権を有していない部分についても請求している。そこで、①口頭弁論終結時までに発生する請求に係る部分、②口頭弁論終結後に発生することから発生する部分に分けて訴えの利益の有無を検討する。
- 10 2. ①の部分について
- (1) 訴えの利益とは、本案判決の必要性及びそれによる紛争解決の实效性という。1審の審判は、被告の主張を採り、原告の請求を認めた。現在給付金の請求については、履行期経過後にも給付がなされていない以上、上記の必要性や实效性が認められる。
- 15 (2) 本件でも、既に①部分の勝訴判決をXが得ている等の特殊の事情はなく、訴えの利益を認めよう。
3. ②の部分について
- (1) ②部分は、将来の請求に係る訴えは、将来給付の訴えにあたる。②「あらかじめその請求をする必要がある」(民事訴訟法135条)に必要とする。
- 20 ~~したがって、③の存在を判断する具体的に行う前提として、①当該請求権が審判対象となり得る資格、すなわち知請求資格も必要であることも要するに解する。なぜなら、将来給付の訴えの訴訟物は未決区のものであり、仮に発生しない場合には大正に訴訟経路が塞がれるため、審判対象となり得る請求権は訴訟対象の対象をすべきではないからである。~~
- 25 以下、①、③の順に検討する。

正しい

手前らしい
 思える

／ととも事情にいうべきだと思ふ。

(2) ① について、訴えは、 そ

う 将来給付 ~~を命ずる~~ の判決が確定した後に当該請求権
が~~発生しないこと~~ ^{場合}訴訟経済が害され、相手方に不当
執行~~の妨~~がなされるおそれがある。

も、また、(A) 当該請求権の基礎となる事実関係又は法律関
係が既に存在し、その継続が予測され、(B) 請求権の成否
は内容につき、相手方に有利な影響を及ぼすような将来に
おける事情の変動があらかじめの明確に予測され、(C) 請求異議
の訴え(民事執行法35条項)において当該事情の変動を証明
しのみ執行を阻止することであるという負担を課せむと格別
不当とはいえない場合、上記のようなおそれがある、当該請求権
を審判対象 ~~と~~ するに得る資格を与えてよいと解する。

イ 本件では、甲土地がXとYの共有になっており、本件賃貸
借契約 ~~の当事者~~ ^(借主) はAとYであり、AとYが締結し、Aからの賃
料についてはYが回収を行い、Xに対してはその半分割合に充
てた額が回収した賃料から交付されたという事実が認めら
れる。そのため、YがAから賃料を回収した時点で不当利得返
還請求権が生じる以上、当該請求権が将来において発生
するための事実関係又は法律関係が既に存在するといえる。

また、本件賃貸借契約が締結されてから10年が経過した
現在まで、本件賃貸借契約の約定によりAは賃料を払い、定期的に
ていておらず、ここから、今後ともAからYが賃料を回収す
る ~~ことが継続~~ 予測される。さらに、Aは甲土地を太陽光
発電用地として利用しているところ、太陽光発電は ~~将来~~ 長期的
土地の ~~借受は~~ 長期的な 土地利用がもたらす果実を
出すに必要となる性質のものであり、今後も継続的にAY間の
本件賃貸借契約は解除・解約を及ぼすことなく存続する
といえる。

したがって、Ⓐを充足する。

ウ 不当利得返還請求権の成否 は 内容 について 相手 に なるY

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

- に有利な影響を及ぼす将来における^{事情}変動については、Aによる賃料の未払い、AY間賃の本件賃貸借契約の解除又は解約、Xが甲土地の持分権を喪失することが想定されるが、他の事情は想定し難く、そのような事情の変動は明確に予測してゐるといえる(①欠足)。
- エ 仮に上記のような事情の変動が生じたとしても、いずれもYの~~周囲~~^{近傍}に於ては身近に生じるものであり、その立証は客観的資料から容易に行うことが出来る。
- そのため、請求異議の訴えの提訴負担を課しむ格別不当とはいふ(②欠足)。
- オ 以上より、XのYに対する不当利得返還請求権は、審判対象となし得る資格を有する(③欠足)。
- (3) ③について ~~訴訟提起に至る経緯~~
- ア 「あらかじめその請求をする必要がある」(民事訴訟法35条)の否かは、~~訴訟提起以前の経緯や相手方の態度~~^{訴訟の請求を提起する必要性等を考慮する}により判断する。
- イ ~~Xは、YがAから回収したAの賃料は定期的にYへを支払~~
~~われていることから、Xは、YがAから回収を受けた賃料の交付を受けることで、~~
~~恒常的に一定程度生活維持を計~~^{一定程度生活維持を計}
~~たことと認められる。そこで、Xの委任を受けた弁護士BがYへ~~
~~一度裁判併外で交渉したものの、Yはこれを拒絶している。~~
~~そこでその態度は強硬的なものであった。~~
- ウ このような事実を鑑みれば、~~Xは、Yと話し合い~~
~~請求権発生後にXがYと裁判外での話し合いにより解決する~~
~~のは期待できず、Xの生活維持のために裁判で「あらかじめその請求をする必要がある」といえる。(③欠足)。~~
4. よって、①、②のどちらについても訴えの利益があり、Xの訴えは認められる。

「以上」は
つけておきましょう

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。